

山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査制度に係る取扱要領（建設業務編）第9条及び山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査制度に係る取扱要領（運営業務編）第9条の規定に基づき、山辺・県北西部広域環境衛生組合低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査委員会の組織)

第2条 調査委員会は、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）の管理者から委嘱された委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

委員 天理市副市長
天理市建設部長
天理市総務部長
組合事務局長

2 前項に掲げる委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、異動等により変更がある場合は、前任者の委嘱を解き、後任者に新たな委嘱を行うこととし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務及び代理)

第3条 調査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、天理市副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(調査委員会の開催)

第4条 調査委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員長を含む委員の過半数の出席をもって成立とする。

3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 緊急やむを得ない事情があり調査委員会を開催できない場合は、委員長は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に替えることができる。

5 調査委員会は、必要があるときは、関係職員の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 調査委員会の庶務は、組合事務局に置く。ただし、これにより難い場合は別途定めるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。